

多田 孝泉 略解古事記

八

			一	和
			三	書
			五	門
一	二	二	九	
八	三	八		
册	架	函	號	類

庫	文	閣	内	
三		一		和
七		三		書
函		五		
		二		
二	八	九		
架	册	號	類	

内閣文庫	
番號	和 13529
册數	8 (8)
函號	137 23



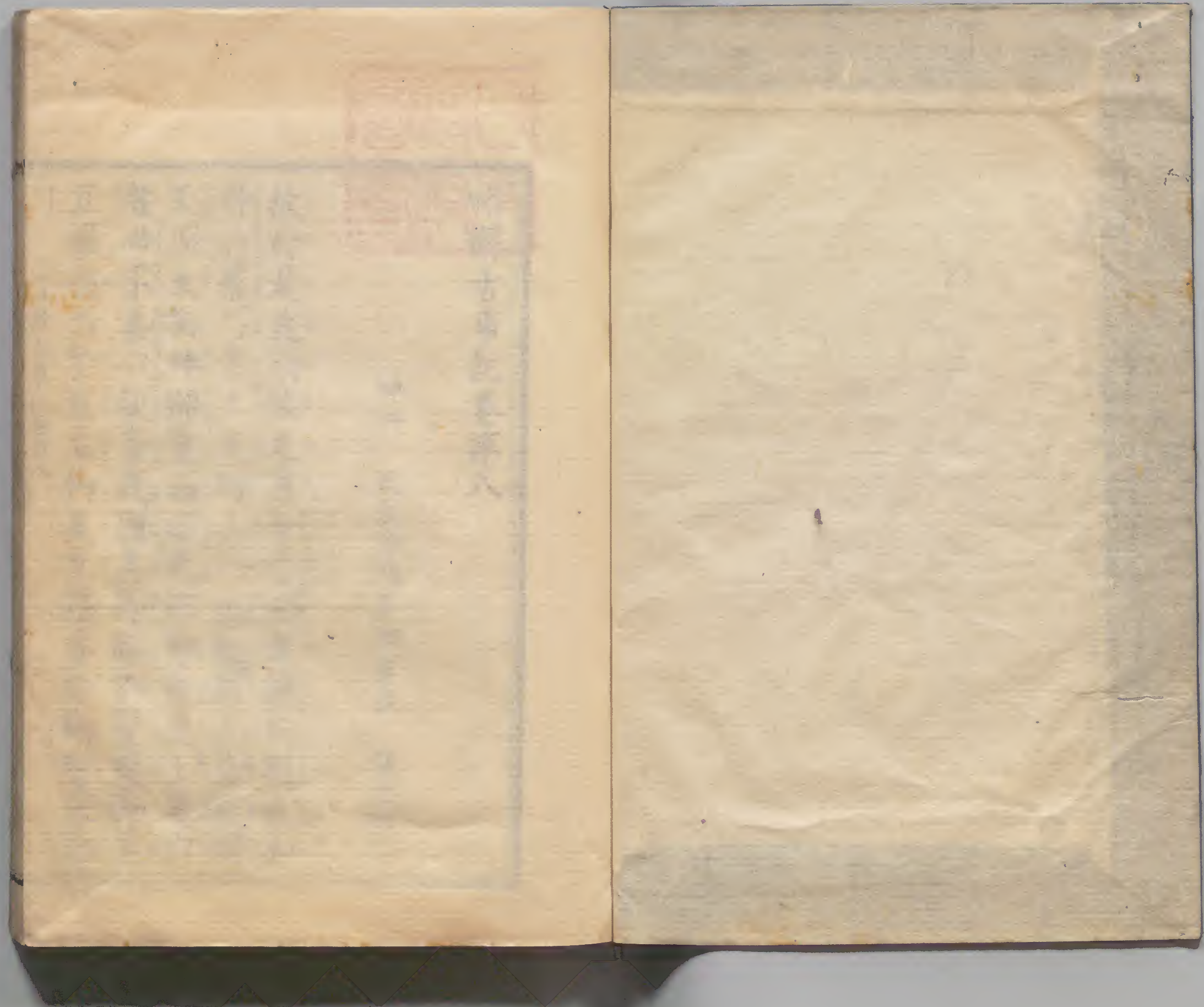
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





Faint, illegible text within a rectangular border on the left page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in vertical columns and is too faded to be transcribed accurately.

左右御手各纏持八尺句璫之五百津之美
 須麻流之珠而以自美至流
 負千入之靴訓入云能理此
 靴亦所取佩伊都此二字
 立而堅庭者於向股蹈那豆美以三字
 躐散而伊都以二字
 問何故上來爾速須佐之男命答白僕者無
 邪心唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知
 流之事故白都良久以三字
 僕欲往妣國以哭

爾大御神詔汝者不可在此國而神夜良比
 夜良比賜故以為請將罷往之狀參上耳無
 異心爾天照大御神詔然者汝心之清明何
 以知於是速須佐之男命答白各宇氣比而
 生子以音下效此

記傳七世故於是速須佐之男命言とハ上又然者汝不可住
 此國等といへる於承たる語まてこは父命より神夜良比
 の詔於うけたる故是又於て須佐命の重て言はるとい
 とよそそのもと根國へ罷むと欲もとのとまへるハ父命

ハ姉兄二命を愛くおやりて天上の事を御依ヨサしありつ
まゝおのまをばいへともおやさねばとをうける海原の
國事をよざりたまふと御事依ヨサたぬこととおおや
し河やまりてむづうりまねまゝ御心より真心にお
かさぬ根國のこをいひ出て父命の御いりたうふ
り今をせんまをくさらまた河きたむうり言を
考出で然者請天照大御神將羅と偽言たひてといへる
丈の意なり記傳よりこの言の字は言コトハ伊邪那岐命又請コト
奏賜ヲなりといへるもさるごとをれどらは正しく父命又
請コトひ白ヲしたるよりいなくらはたはまの河ふ父命の詔又

きふらち日神よこの言は請コト白ヲて將ヲ根國へ羅往むと
のこまひて出去たまへるといふ丈の意なり故又言字は
きて請字も白字もうらさるなり須佐命のうくの
まへる御意は根國へまりりさるべき御身よて天國の
よへのかり出ゆきまをこと故又父命をといめ外の神々
のいふうらんとおあせげんが為より御詞を言コトを
て乃そそらへのかりいごませしなりたとへば東國へ
まゝるべきもの内心は一物なり西國へゆらむとま
るをり内心を人よ志すまををりて西國へゆくべき
ことより言をいひおきていごゆくをりいごおをし

こゝよりけし書紀の意は於是素戔嗚尊請曰吾今
奉教將就根國故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣勅許
之乃昇詣之於天也とあるが故に記傳の説の如くこれと
此記の文とはたゞちひをてて天へのかりまゝ
るなり書紀の意は兄弟の志を以て御別の
りともちひをててひさびさ根國へまゐるとい
まをこゝから以て父命をまゝしあがむきと天へのかりま
しゝるなり此記は父命より汝不可住此國とみ御い
りの詔をうりませし御身ゆゑ直に根國へまゐり
ましてもよろしきことさらし請天照大御神將罷との

こゝより父命より上へ下せしむ一切を統御せしむ
べき天位は大御神の事依たまひしゆゑ即大御神の此事
を請白てこそたまはまゐらめとその天位統御のことと
りて以て外への言あげたる内には大御神の手弱女の
如く又見はさせたまふ御ありきまは見ゆらむ御身の
益荒男ありとあり武威は以て姉命をおとししとく
も天位をうむんとおとやしとありたまへるなり天位
は紀記同じけれとよつき兄弟の私情と君臣の
大義とを以て言あげたるをよみとこゝろは深吉ありと

とゆゑおのづから紀記うゝみよその古傳せうくある
まけつとへたるものうよくこまるよ考べしけし
づら根國へまうらんとまをすいでましとるところよ
りやらとをたまふとまをせばとを請て將羅との
まふされ父命の坐於姉命は請白たまふは天位を知り
坐がゆゑあり請の字は心於つけてよくとくのさま於解
知まべしとづらづらひひぬ根國へ父命よやらそれた
まふことよしゆゑは請てまふゆべきことまふをし詔
ハ君より臣於召てのたまふ御信よを請ひ下より私よ上
へ參出て白き願言ゆゑ請といふをりさてうゝるまが於

御神のちたまふは皆是世の中をり家々の親子兄弟の
上よまゝゆゑとゆゑうゝるおぞまが於をまものども
於いまゆゑたまふ御教の為をり神業ぞと知るべし若と
せ志うゝむといふ御國の大神をちは在迷の凡夫より
ものとおそろしき邪見よ坐の多しといふべくやとのと
よく考べし有人の説の如くまが神々の御業は皆是た
自身の實事よて佛ゆゑし利他の方便の業よてはま
ちめてをしといふ那岐命ハ愛情よおがえて御子於こ
ろしとる至愚の御神よて須佐命ハ父命の事候よをむき
て姉命の天位を奪むとせし惡神をりあよとる至愚大

悪の神々其れもごろよいつきまのるごとくありけりんや
このこと即實而權即權而實なる權實不二自由自在に坐
すか利國利生の御神業をりりゆともくくくくくくく
きき御化道ハ三千世界よなきごう云云記傳又先坐
淡海云々と伊邪那岐命の御事をば云終て後又更に此事
云云ハ次序乱れたるは似されど然らば下の乃參上天
云々の事へ云續むためなりといへり須佐命の此國去
り坐つる故其後那岐大神淡海よハ鎮坐たまへるなり乃
參上天時山川悉動國土皆震とハ書紀に始素戔嗚尊昇天
之時溟渤以之鼓盪山岳為之鳴响此則神性雄健使之然也

と何なるて神性の雄健よよれるとふことハあるうれど
こは故に武威故以て姉命故おどさんと内におもふもふ
えそのおのづかう外はあつたりたり故又この明慧上
人のもとへ畠山重忠がすあれるをり重忠の義勇よより
ておのづかう梅尾山のゆるぎたるとや相似ていさ
りことありまゝ觀經又大勢至菩薩の行をまゝ時よ十方
世界一切震動と見ゆまゝ神功紀に船師滿海旌旗耀日
鼓吹起聳山川悉振とある等ともそのむね同あり異あり
と知るべし山川ハ山と川となり動ハ登余美と訓べし萬
葉七八は大海之水底豊三立浪之十一
三又居名山響彌行

水乃をどり動ハ松登ガ呂と訓ハ處をどり河邊ハ動也
 へとふるきひくことあり國土ハ山川ハ對ハ云へれ
 と二ハ非むた地云あり震ハ由理伎と訓ハ辞を
 り書紀ハ地震と見ハれば布流と訓ハ武烈卷
 歌ハ始陀騰余彌那為我與釐據魔來者震と云れば由流
 乃猶古言ありむ記傳ハいへりとの山川國土ハ御國
 の山川國土がもたぬて十方の山川國土の悉動皆震たる
 ありべしうらるるに佛經の中ハをり見ハる故ハ
 ことの悉動皆震の神業の實事あることをいふは佛子
 はなきなり地震もその種類さまざまありて一樣にてこ

れなきこと正法念經等に見て知るべし聞驚ハその山川
 國土のありともむおとをきこゝゑて大御神のおどろ
 きらまふなりおどろの力ハキを延る語をり必
 不善心欲奪我國耳とは書紀ハ天照大神素知其神暴惡至
 聞來詰之狀乃勃然而驚曰吾弟之來豈以善意乎謂當有奪
 國之志歟夫父母既任諸子各有其境如何棄置當就之國而
 敢窺齋此處乎乃結髮為髻縛裳為袴等と見ハるをり
 ありまよりの善字を記傳ハ神代下卷ハ友善と云ハ記此
 りハ愛友善字の意にて人の交の睦ありて異心をき
 云りといへるもよれど紀の文ハ善惡の二字見ハるは

ヨキコ、ロナラジと字のまゝ訓うやよろしうん
 我國といはまては高天原をさしきては日宮をさして
 志の詔をまふと見るべしは紀の一書便謂弟所以來
 者非是善意必當奪我天原乃設大夫武備と見ゆま須佐
 命の正しくさしてまゐるのかりたまふところは
 大御神の坐まは日宮をぬる故をり奪とはゆるしあへざるを
 りり又ウと力をもてせまりひきかちたるけいふをり
 記傳は例より引ハ畏れど神武紀は長髓彦聞之曰夫天神
 子等所以來者必將奪我國云々とある様よく似たりとい
 へり耳字ハ今更にいへるのこのことぞこのことまへるを

り即解御髮纏御美豆羅而とは須佐命の大御神を手弱女
 とのをとりて天國を奪むと志すまふことをちやくさ
 りまゝことさらは大夫の御装束をさしりて男々
 一き神威をゆゑたる須佐命を威伏志すまふをりこれ兵
 法といはゆる先則制人とあるはひと一き神業をり大御
 神の御髮のこゝ古畫をり女の如く背のうゝまて一東
 ね結ひその末をばななく垂してまゝつるを今其を解き
 て御頂へあげさるるをひとつ又つらねるつはつはつか
 ねもて御美豆羅は纏き結ひ成て前後
 如くちりさままをりたまへるなりとは多神社は坐是神





武帝の神像を抄るがみあふふと志うるべし近世の畫
○^一つるさきと神々の御髮のさまをうけるのいふい
まそのよりとをろを見ざればうけうし記傳七冊
御髮ハ美加美と訓べしさて上代の女の髮の樣ハ師の万
葉註ニ委く見ゆり然る今と解と有るを書紀ハ
結髮と何の解と結と大違へるは似たり故猶考ふまづ凡
て女ハ年長て髮何ゆるハ上代よりの儀なり飛鳥淨御
原宮御宇十一年の詔ニ自今以後男女悉結髮と何の思
ふ上代又結と云ハ本を一はあつめ舉て結て其末ハ
後へ垂たりを彼詔ニ結と何は頭上ニ結縮て髻と

成せ云ありハ髻とハ一は縮たるを云なり何の男さて
同十三年より女年四十以上髮之結不結任意也と何りて
又十五年の詔ニ婦女垂髮于背猶如故と何るは又何の上
代よりの風ノ如くせよとをり故ニ此十五年の詔以後の
万葉の歌も髮何ゆるとを多くよめるは何の本於結
とはさて末ハ垂たれハ彼詔ニ違ふことなりさて此又解
と何るは何の本於結たる所を解あり神功皇后の解髮書
紀ニ結と何るは末の垂たりを舉てなり何の違は言は異
れども實は同事とて違へるは非也此事よくせむハ人
のといへるを書紀ニ乃結髮為髻縛裳為袴便以八坂瓊之

○略解古事記卷第八

○九

五百箇御統纏其髻髮乃腕と見ゆまゝ神功紀又皇后還詰
 疆日浦解髮臨海日吾被神祇之教類皇祖之靈浮涉滄海躬
 欲西征是以今頭沐海水若實驗者髮自分为兩即入海洗之
 髮自分也皇后便結分髮而為髻と見ゆりをもてあもふ
 又結髮為髻とあり髻ハモトハリともワケガミともよめ
 ば頭髮を一つ束ねてを杖左右又縮結命たるをいへば此
 記又纏御美豆羅といへると全く同也ありべく乎紀の
 一書又左髻右髻ともあれば記傳又髻とは一つ又縮たるを
 云たりとあるやいへるはいふまゝ上代より女の髮を
 結といへるハ  の如くなきを志すいへるさま

いへるもいへるは天武紀の十一年又男女悉結髮と
 ありしをりうゝの如くをてそのさまは志されぬと男
 の二又縮たると其形を異又結成たるを同十三年又女年
 四十以上髮之結不結任意とあり又十五年の詔又婦女無
 髮于背猶如故とあり一又よりつみよその髮の本を頭上
 へ一又とりまへたるまゝしてをいその十一年又結初
 る形むりやとよきのべ後へ垂たるもありまゝ中又
 ハ十一年の詔の如く頭上又結成たる形のまゝなるも有
 りまゝ全く上古の如く  のくうゝのくゝもて
 つらねたまゝもありしものまごそけが一髮のことハ

景行紀云東夷之中有日高見國其國人男女竝推結文身為
人勇悍是摠曰蝦夷と見ゆまゝ日本武尊解髮作童女姿以
云々と見ゆ允恭紀云天皇自岐巖至於總角仁惠儉下及壯
篤病容止不使也と見ゆまゝ皇后聞之恨曰妾初自結髮陪
於後宮既經多年云云と見ゆまゝ崇峻紀云是時厩戸皇子
束髮於額而隨軍後云云疾作四天王像置於頂髮而發誓言
と見ゆ天武紀の十有一年四月乙酉の詔云自今以後男
女悉結髮十二月三十日以前結訖之唯結髮之日亦待勅旨
まゝ同年の六月丁卯男女始結髮仍著漆紗冠まゝ十有
三年四月の詔云女年四十以上髮之結不結及衆馬縱橫竝

任意也婦女乘馬如男夫其起于是日也別巫祝之類不在結
髮之例と見ゆ十有五年朱鳥元年秋七月己亥庚子日勅更男夫
著脛裳婦女垂髮于背猶如故と見ゆまゝ持統紀云妃皇女
山邊被髮徒奔赴狗馬と見ゆまゝ文武紀慶雲二年
の詔云合天下婦女自非神部齋官人及老嫗皆結髮と見ゆ
まゝ伊勢物語云と見ゆまゝ分髪もろゝと見ゆまゝ君
をくむて誰りあぐべきと見ゆまゝ平兼盛の歌云暮
てゆく秋のうらみは物はまがゆとゆひの霜もどろ
りたるなとゆひをもちあふ童女八年長まなりて壯
夫とあはれとありまけりみけりつとありあぐりも

のと見ゆる結の字をアグルと云ふます。無髪をモトハ
 リスベラス清と云ふ者も亦おかしは記傳の考の如く
 又やと云ふおかしと云ふれとは天武文武の御時よりのこと
 とはことありめそは北史倭傳又男子無髪兩耳上至隋其
 王制婦人束髮於後と見ゆる戒菴漫筆又倭國婦人髮
 散在後と見ゆ書紀又結髮為髻と云ふ髻の字をば男の髻
 のさまをゆふものにて女の髻又此字於けをゆふま
 だ見ざればなり允恭帝の皇后の御言なる初自結髮も北史
 又いへる如く御髮を後又て束たるを即志々のこまへる
 又て全く古画なる上代の女の髻のさまよこそありつら

のとおかしとは天武紀又男女悉結髮とありし如くよ
 やゆい々人猶考べし記傳又あげまきと云つらと同しよ
 いへれと允恭紀又岐巖總角及壯と云はひとむきよは
 うけつと左右へとれと云髪をとりあげてそのま左
 右へまきむきゆるをあげまきといひそのあげまきをと
 きくひとつもとつりといふは左右へとつりよくまきと
 ひねてむきびなりと云とつらとはゆふなるべし古画な
 る菩薩の髻のさま神典のとつら又相似と云古史傳七十五
 の説をも見るべきなりつきてよゆふ上又あげと云天武
 紀又婦女束馬如男夫其起于是日也と云は婦女子まで

を男々しうし志めをまみ時勢よりてきるべしけし
此文にて御國までも上代へ外國人の馬又乗れり如く
婦人へ皆横又乗るることありけし女子の横又乗るハ
身儀をふりくうしとつしむらとよりとべまばいと
よろしき風俗と介むべしと故もておもふも外國人の
ざりもいとよろしきといと何きとがあればうしく
又まきふも何くひとむきまきらあもよるぬこと知
るべし孝徳紀の白雉五年の二月遣唐押使大錦上高
向史玄理大使小錦下河邊臣湯麻呂副使大山下藥師惠日
云云遂到于京奉觀天子於是東宮監門郭文舉悉問日本國

之地里及國初之神名皆隨問而答と見ゆり方今外國と
うのみ又うくゆきうみとこしとべまば自國のことと
去りざるときはあしりぬべしよりて皇學を皆人のそ
りみまたふべくまに敏達紀又船史祖王辰爾が高麗の表
疏を能く讀釋たり故讚美たまふこと見ゆたり故も外國
の學をもいそしみまたふべしと今方究理の學業天
下又盛なり時よりとべまばこは我國相傳の神典ぞと御
國人よりはなりうりうりふとも若公然と高座よのかりと
と故講説をりより神業の旨趣神典の文理又於て其
義意分明なりととろりて聽者又信を取りのり

き時はたゞ御國人の為に利益なきのくなくむべし
外國人の為に又むらひをとりてこのゆゑ又その神典に
於てはとりてき私情を捨て公明實直衆人の義論をつく
しその女のまゝなる衆妙の神理をわたりて天下
の蒼生をあまねく教導をべし是邦家の御為なる最第一
のつとめなり大凡諸道とも又其妙旨に衆人の推考義論
よりてこそ多くわたりたるものなれあ又智者より千
億の一失あることかおもむべき堅く其説を執り愚者
より万に一得あることか志のたゞをやましく其説をき
らふべけんやそもく我神典は是天朝國家の御書なり是

故またい神官僧侶のみとて見るべきものにてはなりこ
は御國人たるものは貴賤上下のまゝちたゞ道俗男女と
も皆よくこれを見て我國体を知りて我國用を為し以て天
下に利益をばし故に神典の為には廣く諸師の説を聞て
約ひらく其正義を取るをむねとしよ外國人の論もせよ
御國人の説もせよ古人の考もせよ今人の義もせよ
よそのよろしきをとりてそのゆゑきをたつべきなりけ
し世人のおろく自己の智力を以て神典の至理を推究
めむとつとむれどもまろは正しく神書の文理をたがねて
神業の旨趣を知り其旨趣に依て自己の神智を開らむと

と云ふ所のむなり疾前無藥機前無教といへば又か神典の
旨趣をその教訓するにふくむるなりとやとおまをさまよ
取成してとらば方今の時勢よくのちひてよるべし
とあるふもひとまゝなりあるは似れどなり
又かば神をぬ凡人はたやまなくをえつゝまことゆ
え御國の神典はたか御國の神理神丈故守り以て正直
と説くべし末代の凡僧どもか上代の大徳を去の如く諸
神へ本地佛をまどり又とりつけて無智の檀越より施物
を多くとり何のめ何といふまけもなく堂塔を造立する
をもて弘經の至極をとおもつるまひとてきおをまごな

せ云云神はかたけりたれみさの山樹下石
上ハ佛のころはさく上といへるは此國の女の髪の子ま
りてころなる大御神の御髪は全く天上のこととませば
その辨財天女等の如く頂は結を坐せしを解て美豆羅又
結ひあつたまるるや考べし記傳は纏ハ麻加志と
訓べしと云ハ例古言御髪を分結て美豆良は存いたまふ
を云なりきて是より踏建而と云まては假又丈夫の御装
束を為賜ふなり但玉を纏ハ男又限るるとをりか又
を示したまふむ料又故又美玉とゆへり御髪ま手纏
どもをらら纏持せたりとゆへり御髪ま手纏
のころ前又見ゆり下巻計又取其女鳥王所纏御手之玉

釧而與已妻と見はさるるは同一物ヲ考べ一萬葉三^四又瀨
瀨越女我手二纏在玉者云云などより八尺勾璽といふ
八尺のさしと書紀に八尺瓊とも見は瑞八尺瓊とも見は
天皇如八尺瓊之勾以曲妙御宇とも見はより通證四^五又
正通曰八坂者彌榮之言瓊赤玉五百箇多之猶不必五百箇
御統嬰頸之瓊彌榮多貫玉也兼良曰八坂出玉之地或曰坂
尺倭訓同謂瓊之長八尺也今按古事記八尺勾璽景行紀仲
哀紀作八尺瓊延佳曰皇大神宮儀式帳曰八尺鬘乃曲玉謂
貫玉之糸長八尺といふよりておもふ八坂の八は
彌の義よりて坂ハ玉の頭を下よりてさしよりてさしむるが
さ

けさるさまを坂といふるはまは彌懸の曲玉といふ
ことよりやといふおもはるれども八握劔をとりふたぐひ
より玉をつらぬる緒の長さ大凡八尺といふるは
やのくさ本考べし古史傳七^三より八尺勾玉といふ彌真
明之目赫玉といふり勾璽ハ今の世よりさるるのうへ
の如き玉のことよりては多くの玉を貫ぬきたれたる緒
のさすの結びと見えつくる玉なり上代の玉の形はさま
くより一様なりねと岳仁紀又貉の腹に八尺瓊勾玉の有
しことの見はさるは上よりみ結びといふなる勾玉の一つ
りしと志すといふるなりべし五百津ハたし敷の多きを云

津は一ツ二ツの都より美須麻流ハ書紀又御統と書て此云美
須麻屨と有り纂疏又以綴貫穿總括之也と有り意て即
須夫流と語通へりサレスセソハヒフハホマミムモの義
を以て言の意を解まべし萬葉十水良王五百都集乎
解毛不見十八思良多麻能伊保都都度比乎手爾半須
妣有見にり各ハ御美豆羅と御鬘と御手と坊の纏
持はまきつけたまをりて御手とゆふより
持とともいへるもこそ曾毘良ハ背平なり書紀又背と書
り千入ハ書紀又千箭と書て此云知能梨と有り和名抄又
篋箭竹名也和名乃と有り大神宮式神寶料も篋二千二

百五十株と見ゆうれは千篋入の意なり五百入も准へ
て知べし千と云五百と云ハ其量なりけし是唯多く入
由を志のいへるなり鞞ハ盛箭室と字書又見ゆ推古紀又
鞞此云由岐和名抄同記中御孫余御天降段又天石鞞と云も見
ハ孝德紀又金鞞も見ゆり大神宮式神寶中又姬鞞三十
四枚蒲鞞二十枚革鞞二十四枚と三種見ハ真觀儀式又鞞
者鞞編穴造之と見ゆり負と云附と云るハ負は主と負
ちり附ハ側又添附る意なり諸本附の上又比良邇者四字
あは衍ちり故延佳本又此四字無き又依と又師の附
五百入之鞞の六字は削るべしといはれしは返てマろし

万葉三九 梓弓取負而と見はくり和名抄日近衛府
 兵衛府衛門府を由比乃豆加佐と何るハ取負と書て由比
 於比を約めるも彌ちり今是を由比開と云ハ訛なりと記
 傳又志る平田のハ比良通者の四字ありとよ
 一とせりま伊都は書紀又稜威と書て此云伊都と何り
 稜字ハ漢書又威稜于鄰國注ハ神靈之威曰稜と何り此
 意てそうとん文選又稜威と何り此ハ伊知速の
 伊知と同言て知波夜夫流の知も是なり此等の詞の意
 是冠辞考の條委く見ゆきて此言の例ハ伊都之男
 建伊都能知和伎稜威之噴讓なり
此は物云る

其例ハ未見きて都ハ清音て書紀も同く此字を用ひ
 られ其餘も皆清音の假字を用ひたれハ濁るハ非なり又
 嚴字を書る伊豆と混へる一又意得るも誤なり竹鞆ハ大
 神宮式神寶中又鞆二十四枚以鹿皮縫之胡粉と見ゆ大神
 官儀式帳又五十鈴官地の弓矢鞆音不聞國と見え
 万葉一二又大夫之鞆乃音為奈利云七六又大夫乃手二
 卷持在鞆之浦回乎とより師云鞆ハ射る左臂又着
 る物一て形ハ吉部秘訓抄も見ゆ着る様ハ古書又
 も見ゆと云りきて此ハ何の料又着る物ぞと云又古歌な
 ども鞆ハみな音を云るを思へば此物又弓弦の觸て

鳴る音を高くしめむを音を以て威をこころの
鳴鐘ナガクラとも同じき此物を作るを張ハルと云しや續紀
十八又其工テビト人を鞆張トモカリと云し竹の借字にて書紀の字の如
く高の意にて鳴音ナルネの高きをいふなり抑鞆オトモの音物の省ハカ
りたり名を竹鞆タケトモの高音物なりと記傳又ついで以墨畫テウガ
之ツとの鞆へ○の如きものを忌むくをいひ江次第又
鞆繪と云る是なり所取佩の記傳又登理トトリ於婆斯オハシ氏と訓べ
し所字の所御佩十拳劔上又なむ所字の格なり然るを延
佳かさのしらるる臂字又改名ハ非なり書紀の臂ヒコ着と
あるを此記るハ處トコロを云ねと取佩と云るも言ハ足まり應

神紀又眞鞆マコトと云るも佩意なりべし背又負物るハ非也ハ
なりといへり弓腹ユハラハ書紀又弓彌ユミと云り字書又弭弓ミコウ梢末
也と注し彌弭頭也と注し和名抄又由美波敷と云り万葉
十三カ又梓弓スサキコ弓腹振立ハラフリアタテ云又三サ又大夫之弓上振起射
都流矢ツルハヤ乎と見ゆり弓腹と云ハ弓の内つうとをいへり
よて弓末とはたかへり弓末ハ弓上とて即弓彌ミのことと云
り万葉十一カ又梓弓末之腹野と云るを記傳又これ弓末
又腹ハラと稱ナく處の有し故又末之腹スエハラとは連ツケたりなりとい
されしハいへりま今の世人弓の真中とニヤリともい
ひユハスともいへると神武紀又有金色靈鷲飛來止于皇

弓^{ユミ}彈^{ハネ}と^ハゆ^ハる^セを^以て^思ふ^ニ握^ルと^トろ^セユ^ハズ^トリ^ハ後
 世^ノ俗^説を^りづ^クや^何ん^を本^たづ^ぬべ^シ弓^彈ハ^弦を
 う^け弛^ま弓^ノ兩^端を^いへ^ると^ト此^記ハ^彈弓^藏兵^ト何^リ
 又^も志^るく^ま弓^ノ耳^ト何^ける^文字^ヲも^志る^まぞ
 う^一堅^庭ハ^御殿^ニつ^まり^御前^ノ堅^くみ^みち^したる
 地^を云^{なり}向^股ハ^和名^抄ニ^股毛^々と^何り^私記^ニ兩^股是
 正^相向^故云^向股^耳と^何り^祈年^祭祝^詞ニ^手肱^爾水^沫畫^舞
 向^股爾^泥畫^寄氏^ト見^ゆ字^鏡又^躡脛^腹也^古卒^良又^卒如^波
 支^キと^も見^ゆ何^とも^古言^{なり}踏^那豆^美ハ^倭建^命の^段歌^ニ
 阿^佐士^怒波^良許^斯那^豆年^万葉^十三^二又^夏草^子腰^爾草^積

云^云これ^らは^篠原^又夏^草又^腰まで^没を^云り^{され}ハ^此ハ
 御^足を^堅地^ニ踏^入て^御股^ま地^ニ没^を云^て甚^も御^力剛^く
 勇^健坐^さま^を何^とも^志り^書紀^るハ^踏
 堅^庭而^階股^ト書^{きた}り^道又^ゆき^をつ^まり^物又^{より}な
 づ^ぬり^なと^いふ^ナツ^ミて^い語^と同^じ何^れと^{その}物^又よ
 り^ところ^又より^いき^義意^のと^り何^とも^自他^等の^たを
 ひ^何り^と知^るべ^し沫^雪は^たい^雪の^とく^{なり}其^まの^沫
 又^似た^り故^又云^{なり}法^の為^菜つ^く水^く墨^深の^袖志
 ろ^とへ^又あ^まゆ^きぞ^み源^氏物^語行^幸又^御心^を志^つり
 て^と堅^き巖^も沫^雪又^成賜^ふべき^御氣^色な^{れば}と^書

るは此の故事なり。よー此山風ふきおろるけしき見ゆ
 さくららよるけてちるむらむら散散は書紀に楚散此
 云俱穢簸邏ハカストトウリ祁セ久惠と云る例ハ岳仁紀を
 入名ニ當麻蹶速ト云あり散ハ字の意なり新撰字鏡ニ
 龜波良介志又知流漢藉尚書貢又厥土壤万葉北五ニ安麻
 乎夫禰波良々爾宇伎豆これら物は別をれと言の意ハ皆
 同ト堅庭の土を蹶散して雪の如く摧き散まを云たり万
 葉二十ニ雪之摧之彼所爾塵家武など見ゆ伊都之男
 建踏建而待問とはこときささるものもろこき神威を何
 らち男々く健き御聲をなして御足ニカをいれ堅庭

建踏建ひて須佐命の上來を今やおとと先をこして大
 御神のうさより何故上來かと須佐命の推参を待問たま
 ふさまを志の志るせ一文なりこの大御神の御業はい
 とちちうときむねゆる御いまめどろそは正一き姉
 弟又まき御中とおきてまあるは武を以ておとしま
 ハ言を以てたむろつひは御國を奪むと志るまこと
 こはろここれど人の世のいりていれなく天位を
 のぢみちまふ皇子をこのいでまきつるもちろりか
 うればあろろめさるまかごとをふせまをさめたま
 へき神業をこよまぎへおろせらまらるまてま天國

と此國とはその國境のへどりりつと不可るせきへ奪
むとたつりううひたまふと一もつればまてひと
つ海原なる御國と外國とをればその國境はのりとな
くともその御意をゆるづく武備はおとまりまては
一うりぬべるとふ末久のこちちまてをそやくも神世
くさぐさへおうせられくる神業をと志るべくまて須
佐命の御業はまて又武速須佐之男とふ世も健く男々
一き御名を得ま一する大神もつひは天位を奪ふこと
のちちちさるりて平將門の如き武威はふとれる志も
のどもをいさめおうれくるものごとりこみさとの

べきをいさめ書紀には又背負千箭之數與五百箭之數臂
著稜威之高柄振起弓肅急握劍柄踏堅突而陷股若沫雪以
覺散奮稜威之雄詰發被威之噴讓而徑詰問焉とあり万葉
十二ニ又大夫乃思多鷄備豆とあり通證四号又正通
曰雄詰男叫也神武紀曰植楯為雄詰焉古事記作男健萬葉
集牙喫建怒正通曰因此軍三度揚貴声兼俱曰戰陣發時声
起于此惠伊惠伊阿布三声也今按古語云矢叫爾逃禮奴鹿
乃声曾聞鼠後漢書作貴讓廣韻噴音貴大呼声小爾雅詰貴
以辭謂之讓をに見ゆり口口此の貴詰りて試くたま
ふをゆりたるべくまて通證はゆり發声のことはいやと

て体をきものゆゑ汝志のことよりを口よりせめていひ
のふともその清く明きて内よりくせする邪心のなきと
ふこととは何を以てうたやすく知ることとをえむとの
まへるまで去り詔をきみ大御心へ志ろ口よりいひのべん
よりそのいつよりなき志るを外よりくせして其心を
我に見せよとのりたまふより續紀一は明支清支直支誠
之心以て云云又九は清支明支正支直支心以て云云
り書紀より若然者將何以明爾之赤心と有りまゝ一書
は若汝心明淨不有凌奪之意者とも見はまゝ汝言虚實將
何以為驗とも見は汝若不有奸賊之心者とも見はまゝり答

白各字氣比而生予は記傳七は宇氣比書紀は誓約と
も誓とも書て誓約之中此云宇氣比能美難箇とも有り宇
氣比と云言へ此卷の末中卷より見はまゝり龍田風神祭祝
詞云云止宇氣比賜支万葉四六は得飼飯而雖宿夢爾不
所見來十一は妹相受日鶴鴨書紀神功卷は祈狩此云予
氣比餓利とも有り見集めて其事の様は知べし生子は
御子宇麻那と訓べし那は半と云は同じ意の古言なりと
と前云るがごとくといへり須佐命の各宇氣比而生予
とのとまへるは大御神の然者汝心之清明何以知と詔た
まへるより是は於てもたしめるときゆゑは僕と姉

命とおのく宇氣比て御子を生くその御子よりて大御
神の必不善心と僕をいふよりまして待問たまひとるが
よく何れもやんとおのまの無異心と答白たるが
申とたまき我心のまこととやとふその明らなき験を
らたしむるちてむものぞと答白しをまへるなり須佐命
の御心は偽をまふところなきときは大御神のうらみ
およりましむるは御何やまるとなりぬべくまじ實は偽
心何れをいふ志うけひをたしてんとのさまへりとい
ふんもいふまきといふべしものうらむいまの人
々さまぐのあげつらひをましおけりといへどもそがな

の紀記の正意を能く説き得たりとおぼしき實直の正論
をいまも見ざるなりけしとあるものは此記の勅語と
書紀の本文と一書の雜説とは神業のうらみとて
とよりその所傳の旨趣又同異のたがひをむりぬるも
のぞとみくこととありとを能く覺知して此記の勅語
は勅語書紀の本文は本文一書の傳説は傳説とておのく
その文をつきくその文意文旨をたづねて神業の始終を
とまり又うらむく其正不正の旨をおのひりあてと
のさりのくちむるも紀記も一書も其説其義を彼此
うらむく又混亂してときあげつらふゆゑいづれもそが為

又正しき義意を解知してその妙旨を會得せりとのえ
りたるざるよりそ古史徴^{二十六}は世々の識者たち一人も
真の旨を見得ざる人の無りしハいふや此ハ誰もの
さそりの誤る傳々を心を奪ふを惑へるが故なりと
いふ異説の多うるとも真の傳を一つを以てするべ
き謂^いを思ひ辨へざるはとれまといふなる心惑ひを
いへるハ實は平田大人を以てはゆふ人やちらん此言
大に旨なりてよろしきわれうとの如き語を見てたれも
うれも一見識を起して古今の諸説を緊論し多義を一義
と強會し自己の考説を以てうとく主張せんことをお

るの勅撰の本説を輕むと凡人の末論を重むとたゞ日
は月又本をまてつ末をつとむる人の世といひきたり
たは難思の神業も多含の神意も上古の諸傳も皆う
學風の爲にあるはうくされまははやあつてその利益
なく初學の者はうみまたあつてその教をうけたる先
生の説のうとを知らずる本書の正旨はをゆく
いふよとよらとをまがのねのねをむらよへり見て大
よその妙旨を自得まべき學業進歩の大道をあるはせむ
めまはふさぐとくやなりぬらんおのれ不才にて
先哲のめをうき高論をあげらるはあつても盲人の人

聲をきいてついでせうつゝひとてきかぞえぎよてあゝ
らざるが十は八九なりべしそのつゞかれるかまれよ一二
つのもとは幸のそとふとは世人もよく知りおのま
も志ろあもへり志うれども志ろつらひおろされば
方今の如く文明開化の時世よりつゞりても専ら初學の人
々はたゞ先哲の雷名を肝せうちつゞきされて紀記の正音
ハ某先生等の考説の外にはなきものとのとあもひせん
て壯年の神魂をいそみそき直し神典の文旨をたづ
ねて神業のつゞとまきことよりせきとり以て國家と利益
をべき神智の光明を發得せんことをこのむ御國の神

意とおもひおとせ人の世はまくなまきとおもひちかきて
のまきおればらの略解を見たまへ四方の諸君うちまを
まゝひたす人もあなつちあまなくともそ此記す
書紀の正しき傳をも本文はひふまきをもなきことよて未
詳なり一書の雜説とてむむりきてつゞきゆふつりて
ことつらねおられしものをれ神業はくまきもものよ
てたひひとむきよのとはきよえつゞきところよ聖妙の
旨趣つりて世の為よせへとなりぬべきことつゞりもつ
まばかりにたたとへばひとりの女をみりてつゞま
せまわりとおもふせりあのれよなきつゞりせうれと

あつた男よりハその女せうりもうくもよろきさま
よのひをいすあのかよをむろりと見てにくしとおも
ふ男よりハ何又つけてもその女せうりさまよりの可如
く一女二男の言語いづれもそのむねをばたひひと
の男のいふ言のまはたやまくとりかきか如くたひ
とつ神業の上を世よひつとへる諸説も大う
うするむねのゆるべたれぱよくもその一段の文首を
とつへむてうれもこれもおきことなるまことつ
とへのうれとたかへるはゆやまりごとをやまひとむ
きはあけつらよはよくもゆぬまきなるべしそよく五

男三女の如き五男を日神の御子と物實を以て詔別たる
は全くの正義をれども外よりたは須佐命の吹成たるを
見て物實又心づつた男御子ハ須佐命の御子なりを日神
の養子とたをまへるゆゑ又とそ五男を日神の御子と
しむるをれされば須佐命はもとよりゆき御意はな
らういざうたどそのとやき神世よりいひつとへる
説もゆきあるべくまきさるること世の中なる凡人の
うけひごときるときゆるとくまゆれはともまひと
つのをいへともいすゆともなりぬべき傳説故とれ
れ又つき不正の諸説をとも又志るいおられし筆者

の心も有りぬべくまゝくき神業故感見不同のこころも有りぬべくや有り云云 君有りて忘れぬ見せし梅の花のろをものをもあつる人ぞしる 背燭共憐深夜、月踏花同惜少年春あをあつるを老僧の筆のあつる春の夜のやゝはあやぢし梅の花のろをを見ね香やはのくるし宇氣比と人言はウケヒウケフとをくらく語りてこの神業ハ神よまれ人よまれ嚴重又誓言をたてし有りはひとりまゝへりくみよとのりまゝを以てその内心の真偽邪正等の明證とありべき験せ外は有りしは其はその事業の成不成吉凶等を有りしは有りしは為し

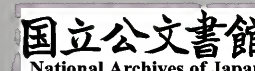
ちす神業もて宇氣比も神も人よまゝの宇氣比ある有り今は神もちりて御心の真偽邪正を有りしは御氣比有りし法の法裁比丘の設我得佛十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若不生者不取正覺と超世の大悲誓願を建て我建超世願必至無上道斯願不満足誓不成正覺乃至斯願若剋果大千應感動虚空諸天人當雨珍妙華と誓言を有りてその時は當りて大願成就を決定して得べき其験しを顯したまへるも即是系字金剛三昧耶本誓の心徳有りて宇氣比の御神業有りしは尊哉彼佛經此神典云云記傳七十六或説は此誓ハ金皇嗣を主としたまふなり故

日、神も共々誓ひたまふなりと云は意得む若然らば此段
ハ凡て方便を以て假々種々の相を現たり示む佛經の事
は異ならず凡て神の御うへまきまはなきことなり
大御神の須佐之男命を疑ひたまふも本より眞實なれむ
此誓は天津日嗣所知者まべき御子の生坐むことと豫
いりて知者まむそのうへ誓て御子を生むと申したま
ふも須佐之男命の請申したまへることとて大御神の御
心より出りてまもあまざる物をや但し此御誓は皇太
子の生ませることは深き所由なりて本より然りてべく
定まりつゝめど其は大御神の御心も豫てハ知しめさ

ぬことなり凡て神ハ佛下ふ物とハ異なりものごとくハ
るはよくきこふなりきむれ大御神のうねてこそありて
ませしりあうてませしりあふとも大御神の御心のう
ちせしりあうとも外より凡人のおしりりりふことなり
たべまはとれまふとてまのりのこととていつまともき
なめてはまふめかきこととてのふやよらん志のた
りりかきものごとくをよくあうる上りてう
るおもむまふませは實はありまふとてのふべきこ
とよりあふこととあふなりまふこととよりよりま
せはうねてよくありませる神業とこそあふべきこと

そのむねをうつからうまいをまじくこそまろへおと
ゆふをれ諸君とちを中將とごらふ考をまふべし云通
證四号九よ正通曰誓者カクシ隨天理以直心而不疑是正直清明之
辨也ト氏曰宇氣警承引之意今按凡謂誓者皆約信於神明
也嘗聞之也鴨祐之說此章所誓之神則天御中主尊也ト何
り御中主のことはゆげつらひ何るべし釋紀五十七又共立
誓約カクヒとふことを先師說曰世俗之詞誓言立此本縁歟と見
ゆよりさくとの宇氣比とふ神業はその心念の善惡によ
らむとの心念の強弱よりりてそのあるべきをあらむまも
のりて其驗は心念の強弱よりりてその心念の善惡によ

りてあるまもものなりまも事の成不物の吉凶をとも
こは知むと宇氣布その心念の強弱よりりてさやうも
おろげ日も吉凶成不の相をゆきせどもその吉凶成
不等の驗はその事と物とのまさふ志あるべきことより
のまさふくあるをれいづるものりて心念といふをりこ
ひのむともをよりてさくざる事又志ありぬべき
驗はゆぬものなり今とらみていふ大御神はこの天
理無私のこころをゆきけく志ありて御宇
氣比をさくたまふゆゑ又物實を以て御子をシラヒ認別ま
て男子は正勝吾勝とふ御名を負せまつりたまひ須佐命



はこのことより、はをあくくまきゆえに成出さる女子
まことよりつけおのれおぬとあるひたまふなり
このこと世の中なる不正直の者と正直の者と云ふは
うけひをきてその志をいへるなりと云ふなり
その所をこれと志をいへるなりと云ふなり
ひたてしうちまけをいへるなりと云ふなり
づくまことこの神業はさるおぞしきものなり
らをいへるなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり
べし云云ちうひちうふと云ふなりと云ふなり
たまことと云ふなりと云ふなりと云ふなり

西瓜コトなるひと云ふなりと云ふなりと云ふなり
もひさきと云ふなりと云ふなりと云ふなり
もいりまふ神又佛は人又むいりてひと云ふなり
いりいりはたふ天地又誓言をいへるなり
の心又誓言し宇氣比てそのまがをいへるなり
こと一様なりねばられられをいへるなり
ねとさしと云ふなりと云ふなりと云ふなり
離念テ而現テ自體ヲ以テ顯ス無私ノ天理ヲ之神業也と知るべしこの
御宇氣比の妙經は諸佛世尊唯一大事因縁故出現於世
といふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり

意とありし大御國の天、益人等よりともよるとき天神
 の神理神徳を開示し、現世安穩後生善處の利益をあら
 へ至妙の神域を悟入せしめむか為りしとくも此國の御
 主とあらせたまふ天孫の世は生れ出たまふべき大もと
 あり、一大事因縁の御神業なり、このことありしは
 ふべしと云

故爾各中置天安河而宇氣布時天照大御
 神先乞度建速須佐之男命所佩十拳劔打
 折三段而奴那登母母由良爾此八字以振
 篠天之真名井而佐賀美爾迦美而六字以下

音下於吹棄氣吹之狹霧所成神御名多紀
 理毘賣命此神名亦御名謂與津嶋比賣命
 次市寸嶋上比賣命亦御名謂狹依毘賣命
 次多岐都比賣命三柱此神速須佐之男命
 乞度天照大御神所纏左御美豆良八尺句
 璽之五百津之美須麻流珠而奴那登母母
 由良爾振篠天之真名井而佐賀美邇迦美
 而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名正勝吾
 勝勝速日天之忍穗耳命亦乞度所纏右御

美豆良之珠而佐賀美邇迦美而於吹棄氣
 吹之狹霧所成神御名天之菩卑能命下三字以
 音亦乞度所纏御鬘之珠而佐賀美邇迦美
 而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名天津日
 子根命又乞度所纏左御手之珠而佐賀美
 邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名
 活津日子根命亦乞度所纏右御手之珠而
 佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成
 神御名熊野久須毘命并五柱自久
下三字以音

故爾各中置天安河而宇氣布時とハ大御神と須佐命と各
 天の安河原といひて河を中又置きりみまむる
 たり一宇氣比の神業をなす時とみことなり天安
 河の記傳七八又安下之字を加へても書り阿米能夜須
 能迦彼と訓へし天上より河なり名義ハ古語拾遺又天
 八端河原とも河れば彌瀨之河書紀又天八十河中と
 と世と曾と皆通ふ音なり神代の天上の故事を云ふ皆此
 河名を云て他河名ハ見ゆれば是ハ一の河名ヲハあり
 て大まき流の河を云ふも萬葉十ニ天漢安之川原乃
 十八世又安麻泥良須可未能御代欲里夜洲能河波奈加爾
 故太豆ハ牟可比太知キハ此の故事を思へるなり十五世又

天漢安渡ともよめり近江國にも安河と云あり此時又成
坐る神名の日子根も彼國の地名ありといへり天の川
とい川大和河内ありて哥もよめり天上なる名を移
せざるべし天の川をかれとやき夏の夜の月せき
とむる神もよめりみよしの花ありぬり風ふけ
ば天の河瀬よよするあそみきてわく河原といでた
せたまふはうのみ又御神意の真偽をわくをたまふ御
うけひの神業をたまふとゆふこときよ又諸神の
たまふ見るよよろき河原といやたせたまふなるべし
まの河を中又置きたまふは不慮の事をわくわくめ防ぎ

たまふ為なるべしをたまふ又我國を奪むとしてこそ上來
つるたれとのたまふをわくその御備もたたく直又大御神
の深宮へ須佐命を引入てひそかに御宇氣比をたまふ
てはそか證明又たまふべき諸神たちのあそびぬこと
ゆゑ御宇氣比の神事を成得ぬゆゑなり御宇氣比は真偽
を正明又為ま神業をれば諸神の見るところまで公明嚴
重又たまふべきものぞと入るとあり又くらき人々の説又
このうくおごるなる御ありさまをよくもおもて
たゆしくも大御神と須佐命と其實はまふそひをたま
して五男三女を生きたまへるなりゆゑ又御國にては元

弟^フてまぐをひして夫婦^{フウフ}となるを人の代となりても
を本^ホなりしぞを^ホて^ホ妄^{マダシ}又凡情を以て神業をあげつらふ
やうにもま^マし^シられどさる説^{セツ}のいふもた^タる^ルを^ヲぬ^ヌ至愚の
論^ロといふべしけ^ケど^ドは物の生を論むるは胎卵濕化の
四生^{シヨウ}あるがうへは神業といふものはま^マさ^サる^ルは奇々妙々
たりものぞとふ^フると^トま^マり^リを^ヲあ^アら^ラざるかゆ^ユえ^エた^タい凡人の
子を生^ナくと^トま^マりの^ノを^ヲ以て^テさ^サる^ルつ^ツを^ヲま^マき^キお^オぞ^ゾとをい
ふなり古人の句^{コト}は^ハ口^ク開^キて^テ腸^{チヤウ}見^ミゆる^ル木^キ通^{ツウ}る^ル須^ス佐^サ命^{メイ}の
那美命を御妣とま^マして^シあ^アら^ラひ^ヒを^ヲま^マふ^フは羅^ラ摩^マ羅^ラ尊者^{シヤ}の
釋迦佛を御父とつ^ツら^ラへ^ヘま^マら^ラふ^フは^ハそのむね相似^{シヨウジ}なりと

いへどもこゝなる御子生の神業よつきては大御神と須
佐命と五男三女の神々よりう^ウみ^ミ又父母とま^マを^ヲま^マべ
きことなりなく^クは^ハう^ウみ^ミ又^マた^タお^オの^ノお^オの^ノ御祖との
ところま^マを^ヲま^マべ^ベく^クれ^レ若^ニあ^アひ^ヒて^テ父母を^ヲあ^アげ^ゲつ^ツら^ラる^ルは^ハ五男
の神々又お^オきて^テは日神を御父と御珠を御母とま^マべ^ベく
三女の神々又お^オきて^テは須佐命を御父と御劔を御母と
ま^マべ^ベし^シる^ルは^ハ二御神へ物實の御主とま^マし^シ珠と劔とへ御子
の因て成出たまへるところの物なればなりこは極樂國
又往生せし者の彌陀を以て父と蓮花を以て母とま^マる^ル
とそのむね同じ^{ナリ}なり五男三女へ二御神各宇氣比而

生子とのまひて生成をまへる御子のまへそのむねごと
なりといへどもこの御刀又因て成をまへるところの建御
雷神を伊都之尾羽張神の僕子とのまへるまへるまへるまへ
あぐせてこまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
まへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
り度とへ今へ入るまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
しなり三段の段を伎陀と訓へ和名抄は筑前國鞍手郡新
分爾比岐多とあり此分字を岐多と云は同じきて三段は
折をまへる故は三柱神坐るまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
御神のまへより先は御言のまへをまへて須佐命の十拳劔

をとみまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
問をまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
り須佐命の武勇をまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
御心とありまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
めたりまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
のいと靈異とまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
佐命の武威をまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
る御神業とまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
まへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ
め奉るものありまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへるまへ

き御業を示しおうせられざる御神意も有りぬづくや
らん我國を奪むとてこそ上來つるをばべられといふの
りとひたまふことゆゑ實はその意なくばその劔を
せとのりをまふは至當の神業なり降參の武士をば兵
器をまゝしてその實心をゆゑて見せよといふと同し
ととちりべし山本道鬼の歌は敵味方をのくとあふ
ところあり心をゆくありつくすべしと見たり云
通證四八又正通曰詰問者責問也素尊鳴動而昇天故曰神
疑而責問也景禎曰日神之於素尊寬惠篤至焉而嚴警自抵
至如此者何也夫天位是天神之位矣非所得私也嗚呼可謂

為萬世開君臣名分之道矣蓋三種神器之所創實基於此讀
者其致思焉ト氏曰此本邦軍法之始也と有り大御神の須
佐命をば御手又弓箭を握まて親迎防禦をまひ大國主
神をば天穗日命天若日子建御雷神等をつぎくまつら
て神問一ととてのたまふこととまこととありきむね
有り皇御軍の神業をゆぞう云天武帝の詔曰來月九
月必閱之因以教百僚之進止威儀又詔曰凡政要者軍事也
是以文武官諸人務習用兵及乘馬等と有り軍事ハ是れ國
家の治亂よあづられはもとも重大の國事をいこと以て
知ぬべしけご文武二道ハ車の兩輪の如く鳥の兩翼

似たりこのゆゑ又若一と有りは片輪隻翼ある飛運又堪
むやたむ時勢又よりて損益をた有りあるは文を毛とし
まゝ武以先とし又ハこ以等分まあげ用ひあるハこ以重くもちふ
るか如くしてもちひざるぞりもろくも有りぬべし楠
公の秘術又使人如不使と見ゆ有り云 論語又子貢問政
子曰足食足兵民信之矣子貢曰必不得已而去於斯三者何
先曰去兵子貢曰必不得已而去於斯二者何先曰去食自古
皆有死氏無信不立齊景公問政於孔子孔子對曰君君臣臣
父父子子とあり有り聖人の語まありありあべし敬遠紀
又問國政於日羅日羅對言天皇所以治天下政要須護養黎

民何遽興兵翻將失滅故今令議者仕奉朝列臣連國造下及
百姓悉皆饒富令無所乏如此三年足食足兵以悅使民不憚
水火同恤國難等と見ゆ有り楠公の遺書又至善を以て兵
と為と見ゆ有り云 天武紀又詔百官曰若有利國家
寬百姓之術者詣闕親申則詞合於理立為法則と見ゆ有り
老士老僧ハ戈を執て軍又ありありありありありありあり
のゆゑ又神儒佛三道以て天下の蒼生又皇國の實信を振
起せしむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむむ
の中より武よりとくして文よりとくしときも有りべけれは
さる人々はりの漢王が高起王陵又さきさきして公知其一未

知其二夫運籌帷幄之中決勝千里之外吾不知子房填國家
撫百姓給餽餉不絕糧道吾不如蕭何連百萬之衆戰必勝攻
必取吾不如韓信此三人者皆人傑也吾能用之此吾所以取
天下項羽有一范增而不能用此其所以為我禽也といへる
か如きを見てそが中いつをなるとも朝家の御為より
しきをつとむべし時をたをりせざる人は孔子をまね
ひて時とあたるざるをきけくことなきあるは陶朱公をま
をひて富よあぶることなくまたは西行寒山を友として
世間の邪魔をなきぬゆゆのとまくりようるべくやゆゆん
云 君が為まゝ國の為やき鐵の利鐵をとりにて稻うる

もよ一奴那登母母由良爾とある奴は玉のこゝりて那は
ノてふ辞をまゝいへるなり登は音てふこゝりてそのオ
をなふきてたゝトといへるなり母母は百てふこゝりて
玉の數多きをいへる語なりとを奴那登母とつらねよ
て玉の音もと見るはまろしそは上りゆいへるこゝりて母
由良とふ語はなきことなればなり由良爾の由良ハ旧事
紀三初号²天神御祖教詔曰若有痛處者令茲十寶謂一二三
四五六七八九十而布瑠部由良由良止布瑠部とある由良
とふ言と全く同義にて爾ハ辞なりとは御劍を真名井と
て振滌ぎたまふ御所りさまとまゝいへるにて大御神の

御手はまゝりせりむく玉のあやうきありあはる音
を以て振濂くとも言をいひ出する序としてあはるそのさ
まを見よが如くまきしとく志むる古語にていと妙なり
大御手なる玉の音も百ゆるまきとゆるすては振濂きた
まひてと見るべし音もの氏はそふりてあはるおのづ
らるそよのありそは^{モモ}の切^モなりてきとるべ
し書紀には瓊響瑤々といけり記傳は此語を疑ひきとる
けり此次は須佐之男命の天照大御神の玉を乞度て濂を
まふ處は如此云るは玉の玉は就てなりを此の玉は非ず
劍を云處なりは如此あるは如何をや次をると上下の文

の同き故はまがへて此の玉の云傳へしやとのつるはた
ふへり次なるも須佐命の御手は纏せる玉の揺る鳴音を
いへるなりそは振濂とも語よりおもひ見よ御劍はまれ
八尺勾璫はまれをとりてありまきくものは御手は
るむや此八字は音下效此とあるを以て上下の文の同
きよりてまがひるものりてはまこととふことを知る
べし^{ヨウ}玉なればとて氷の中はまきいれたるむは
ありとくく水の音をよきとゆえれ玉のおとはあが
つるを以て手玉の音なりとせさくるべし振濂天之
真名井而といふ真名井は大御神へ獻る朝夕の御饌とそ

へてたてまつる真魚を洗ふ天上の御井のこゝろにて真名
井ハ即^チ真魚井とよこをりをは正しく大御口よりみち
まへ御劔ゆきこゝろよきよりをり真魚井にて振盪ぎた
まふよこをけしうくのさゝ天上又魚のりやとよのふ
りりもあせれどをはきて又天安河とよ河ありまへ御田
も河れば魚菜とも又河りぬべしとのあもひとまゝりき
こゆめれど天上天下のをうひも河れば安河又魚のまめ
るやいりよをはありりししまへ天の下をり海河の魚を
とりてたてまつらんも神業は心のまゝをりぬべしされど
天上ハ天上にて御饌も天の下よりけはよろけき食物あ

るべきか山をよそへてたてまつれる物もろゝなる
海河の魚まへ野山の菜よりもよろけき物河りぬべけれ
ばそゆ洗ふ御井を此國の語を以て天之真名井とよもい
へるよこをりは天上の御井のこゝろをれど此國にてう
りつゝへさのへるものうゝあうるものごときとるべし
おのれうく朝夕の御饌をよゆゆのふりりて日宮又朝
夕をよあるものうはとも火のゆするところやまき
が如しとのゆある人もあるべし實又あうり今此國又
あうりてあうりへるものけげり天上ハ天上ニよて年
ども日をもりつゝと河りと知るべし云記傳はこれ

りのむねをえざるや一書又天淳名井とあるより真
淳名井と約たる那と云切て名きて真は美綱真水と云ふ
例のいと淳は凡て水の湛たる所と云沼名は借字にて
之をり之と那と云されば此のたゞ井を美て云ふ綱きて
一の井の名は非む故書紀又掘天真名井三處とも有る
うし又此井ハ即安河瀬の中にて井と云べき所を指て云
るにて別尋常云井ありしは非む始中置天安河と
云おきて今此又如此言は別非ること明け凡て古ハ
泉ふまれ川ふまれ用る水又汲處を井と云りといへり安
河瀬にて振滌きをまふはもと又天之真名井とこと

又りはいり須佐命と安河を隔て坐せど一書又三處井
と掘とも見かれはうらみ又真名井又てまききたまふ
こときまげなるべし一書又濯于天淳名井亦名去來
之真名井去來此と何りか如き去來と云言ハのむのふ義
まていさく小川をいともいへとは文字の如く水の去り
來るさまを志るゆゑと見てと安河をいともいへり
又りむねあれどは水の涌出て流るゝいとときよき井
かゝの名をりべし通證四十又延佳曰真名井一名忍徳井
上古自天上移在日向國後轉丹波國今為伊勢外宮坤方名
藤岡山三國同此名乃所炊二宮朝夕御饌之水也今按此事

詳見康治元年大嘗會中臣壽辭鎮座本緣等所謂水取改道也神名式丹後國丹波郡比沼麻奈為神社阿波羅波余記曰丹波國與佐之小見比沼魚井之原式出雲國意宇郡真名井神社風土記同萬葉集藤原宮御井歌云高知也天之御蔭天知也日乃御影乃水許曾波常爾有米御井之清水とらふとせり忍穗井の水ハ天孫の詔せりふりて天村雲命の天忍石の長井の水を高千穗宮の御井ニ移さる天上の神水なり御鎮坐本紀曰天忍石乃長井乃水乎取八盛天誨給久此水持下皇大神乃御饌爾八盛獸天遺水波天忍石水止術云天食國乃水爾灌和天朝夕御饌爾奉獻禮と見ゆ

天照皇大神御前御飯二八具御水四毛比御鹽四坏諸御贄類御河年魚等供進奉止由氣皇大神御前御飯二八具御水四毛比御鹽四坏諸御贄類御河年魚等供進奉相殿神御前御飯三八具御水六毛比御鹽六坏御贄年魚等供進奉神主部物忌等祝白朝廷天皇常石堅石爾護幸給比百官爾仕奉人等及天下四方國人民等平久愍給度申拜奉天照大神八度止由氣大神八度伴相殿神八度敬拜天津御量事奇護言以言壽祝言と見ゆりあななくも天の村雲のきりけてるくもつせり忍穗井の水これやこの水穗の國のあもるも齋庭の稻穗忍穗井の水佐賀美邇迦美而



こはこまりよりまゝしてとふことなるは於吹棄氣吹之
狹霧と何るまであるを記傳に感齧を約て佐賀美と
は云なり 志加を切ハ佐 堅物を齧然ハ口の感謂なりと釋
るはつゝなり書紀は佐我彌爾加武と御國の古語を結
然咀嚼と何けるまでとは玉も劔も堅物ゆゑ玉篇に結齧
堅声と注せるが如き文字を借用たるを結齧堅声と何
れは俗にかりくと石をうくたきたりまといふこと
何れあれ口の感とふ字義をくんや佐賀美の佐はたふ
そへたる言ともまゝ小枝をといふ小の義の語ともまゝ
佐賀はつよくまゝとき義とも見るべし美はうまんのみ

のむらめととらける辞なり吹棄氣吹之狹霧ハ書紀に
吹棄氣噴之狹霧此云浮杵于都屢伊浮岐能佐擬理と何る
が如く棄を宇都流と訓む古傳なる文字の如くスツルと
いひくハその言に力をまきゆゑ御子を吹成むと御心をこ
らして氣吹たまへるそのをりの御何りさまをいひ何る
とえぬゆゑと云ウツルといひくその言に勢を持せ
てそのむねを知らぬたる至妙の古言をればなりと
らはとりまき古言と文字とを相照してそのむねを考知
るべきところなりと知るべし前ハ桃の子を取て待撃と
何る撃ハ即投棄たまふをれどその投棄たまふは即投撃

たまたまあり以てととのフキウツルと云言の意をささる
べしウツルのルは例の良行のそへ詞をり氣吹ハ息吹を
り伊との云大稜辞は氣吹戸坐須氣吹戸主止云神をど
見江より狭霧ハ常の霧ハ狭と云言をへたりみてこは
立のゆるもりのよてゆととまうきものゆえよへとる言
たりまうきりとふととの水火陰陽の二氣相依てそのの
うちをなしうさみよきりあへぶものゆえよとをきりと
しもいへるなりべしそは世人の水を口ハ含きて氣吹出
を霧を吹くといふよてあるし今とくのさまをおもふ
ハ天の真名井の水よて振滌きまゝなる物をそのまゝ御

口ハ含きさかみよて息吹たまふゆ狭霧とありた
るよこそあらぬ息を霧と云ること万葉五丁ハ大野山紀
リタナワタルワガナゲクオキソノカゼニキリカチワタ
利多知和多流和何那宜久於伎蕪乃可是爾紀利多知和多
ル於伎ハ息をりそはオキ十五丁ハ君之由久海邊乃夜杼
爾奇里多ハ婆安我多知奈氣久伊伎等之理麻勢まゝ雄略
紀ハ猪鹿多有云云呼吸氣急似於朝霧をど見江より記傳
ハ狭霧の狭ハ真と同意の言なり佐杜鹿を真男鹿とも云
るよて知ルハ真熊野を御熊野とも云て真と御と通へる
ハ大稜詞ハ朝之御霧夕之御霧とあるを以て狭霧ハ真霧
ありことと知ルハといへるはいづれ佐と真とのよハ真

と御とよりよへばとて御男鹿佐熊野朝之真霧を古語といへるをいまは見されは真霧の説はとりかへし旅人のゆりゆく駒のひづめより霧をちのゆるりかゝりの山をさへうのこゑをれぐゝの夢野の草と霜やおくらん朝暮經行處夜禪聞鹿声尋春花下客難語此秋情 さくさく春の河をよるれども鹿の音をたつる秋の夕暮多紀理毘賣命とは御手を以て打折たまふ御劔と氣吹ませし袂霧と於て成まる御神ゆゑその霧と断声の多しと言せよと御名もやさればこそ旧事紀と田霧姫ともいれとおもひつゝと霧と夕とと言せよ

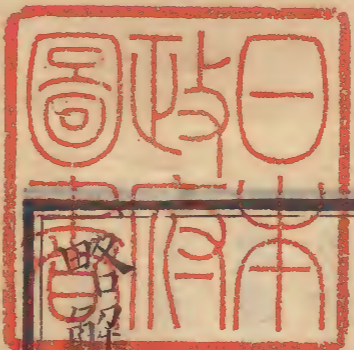
へる古言をければおがつるさくは天八湍河の水の急は流きて落沸るさまを以て負せし御名りとおもふよもいとまゝにひきこはべれと書紀と田心湍津市杵嶋とあるよりてあゝとひおもふと多氣理のキと田心の口とハ常よりよへる言はては全く同義を御名にて大御神の御力をとせ御心を疑へて宇氣比吹成たまふよりて得たまへる御名にて湍津姫の御名こそ御宇氣比とをいふととを安河よりと得たまへる市杵嶋姫の御名の御神のつひと鎮坐せし地を以てたへまゝとつゝへたる御名なりことあきけし

さて亦御名は下文は此神の^{ハナカガ}賀形之^{オホツツ}奥津宮又坐とあれば
此由ありべしとの御宇氣比は二御神とも氣吹て御子
を生成たまふと相似たることのみあり神業は^{イダキ}何れを
とみよ見て五男三女の神々は二御神の氣吹たまふ御
息より生れし世神女ゆゑ即ち二御神の御子たりと
いふことありを^{イダキ}つくりては^{イダキ}とく入も世又す^{イダキ}何れ
を^{イダキ}は^{イダキ}の邪説はまぎら^{イダキ}き説きて^{イダキ}の神業とは
いふ^{イダキ}たか^{イダキ}つり^{イダキ}い^{イダキ}たか^{イダキ}つる^{イダキ}を^{イダキ}とい^{イダキ}た^{イダキ}若^{イダキ}志^{イダキ}五男
三女は二御神の御息より生きます^{イダキ}御子といふときハ
五男は全く須佐命の御子^{イダキ}三女は全く大御神の御

子とあるが故又こと^{イダキ}つり^{イダキ}は^{イダキ}うけ^{イダキ}す^{イダキ}も^{イダキ}う^{イダキ}こ^{イダキ}き
皇統又う^{イダキ}れる^{イダキ}重大の御事を^{イダキ}ゆ^{イダキ}る^{イダキ}せ^{イダキ}又^{イダキ}お^{イダキ}ひ^{イダキ}の^{イダキ}や^{イダキ}ま
れるとき^{イダキ}つ^{イダキ}り^{イダキ}い^{イダキ}ふ^{イダキ}云^{イダキ}真淵翁が祝詞考下^{イダキ}一^{イダキ}又^{イダキ}
も^{イダキ}穂^{イダキ}日^{イダキ}余^{イダキ}は^{イダキ}ま^{イダキ}さ^{イダキ}の^{イダキ}を^{イダキ}命^{イダキ}の^{イダキ}御^{イダキ}子^{イダキ}也^{イダキ}と^{イダキ}志^{イダキ}る^{イダキ}せ^{イダキ}は^{イダキ}千^{イダキ}慮^{イダキ}の
一^{イダキ}夫^{イダキ}を^{イダキ}り^{イダキ}べ^{イダキ}し^{イダキ}書^{イダキ}紀^{イダキ}の^{イダキ}本^{イダキ}文^{イダキ}は^{イダキ}二^{イダキ}神^{イダキ}喜^{イダキ}日^{イダキ}吾^{イダキ}息^{イダキ}雖^{イダキ}多^{イダキ}未^{イダキ}有^{イダキ}若^{イダキ}此
靈^{イダキ}異^{イダキ}之^{イダキ}見^{イダキ}と^{イダキ}見^{イダキ}に^{イダキ}ま^{イダキ}し^{イダキ}一^{イダキ}書^{イダキ}又^{イダキ}乃^{イダキ}吹^{イダキ}撥^{イダキ}之^{イダキ}氣^{イダキ}化^{イダキ}神^{イダキ}と^{イダキ}見^{イダキ}に^{イダキ}ま^{イダキ}し^{イダキ}
于^{イダキ}時^{イダキ}入^{イダキ}水^{イダキ}吹^{イダキ}生^{イダキ}磐^{イダキ}土^{イダキ}余^{イダキ}出^{イダキ}水^{イダキ}吹^{イダキ}生^{イダキ}大^{イダキ}直^{イダキ}日^{イダキ}神^{イダキ}と^{イダキ}見^{イダキ}に^{イダキ}あ^{イダキ}る^{イダキ}は^{イダキ}鎮
座^{イダキ}本^{イダキ}紀^{イダキ}は^{イダキ}即^{イダキ}配^{イダキ}天^{イダキ}命^{イダキ}而^{イダキ}嘗^{イダキ}神^{イダキ}氣^{イダキ}と^{イダキ}見^{イダキ}に^{イダキ}此^{イダキ}記^{イダキ}中^{イダキ}卷^{イダキ}の^{イダキ}御^{イダキ}歌^{イダキ}は^{イダキ}加^{イダキ}
牟^{イダキ}加^{イダキ}是^{イダキ}能^{イダキ}伊^{イダキ}勢^{イダキ}壯^{イダキ}守^{イダキ}美^{イダキ}能^{イダキ}と^{イダキ}見^{イダキ}に^{イダキ}中^{イダキ}和^{イダキ}論^{イダキ}語^{イダキ}を^{イダキ}る^{イダキ}神^{イダキ}託^{イダキ}は^{イダキ}神
明^{イダキ}の^{イダキ}い^{イダキ}き^{イダキ}を^{イダキ}志^{イダキ}る^{イダキ}べ^{イダキ}し^{イダキ}ま^{イダキ}さ^{イダキ}お^{イダキ}の^{イダキ}づ^{イダキ}り^{イダキ}神^{イダキ}の^{イダキ}い^{イダキ}き^{イダキ}を^{イダキ}志^{イダキ}る^{イダキ}

ちとあるはいづれもそのむねあることにてこの御宇
氣比の御氣吹とはいふこととたがひなり云々 天地の神
の御息又人の息をのこるとはきをある人ぞなき天地の氣
まゝ人畜の息の如き是れと定むる色も形もなきものよ
うてあつてもあつても廣大なるべきをさすものゆゑ世人
とみ又凡智とこゝしてこそをうまへれとおぼしは邪
見をおもむものおほし次市寸嶋上比賣命とは式又阿
安藝國佐伯郡伊都伎嶋神社と同神にて市寸嶋へ嚴嶋
とよととなり亦御名の下文又坐曾形之中津宮と阿れば
奥津宮よりまことく海邊のうらへ依て坐を故又狹伎と

しりまをせむるありべし記傳又市寸嶋イナキつづくなりといふはよ
うれど狹伎ササキの真直マナナの意の額名カシといへるはとりあし
次多岐部比賣命この御名の書紀又湍津姫と阿ける文字
の如く安河瀬ヤノセよすれりなりべし記傳も多紀理タギリも多岐
都ツも河の早瀬ハヤセの状サマを云言すれば安河又依まり御名もや
といひり多紀理のことは上又のへり書紀と此記とこの
三柱の成まる次第のたへるは傳の異あり又こそ阿る
を狹霧のこを通證トウジ二三又狹發語也霧伊幾流也謂鬱蒸之
氣萬葉集云春日之霧流說文霧者為陰冒陽本于地而行于
天也と阿り霧のキはカミのキ又即してクイのキあり

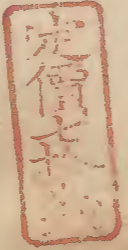


略解古事記卷第八終

ハそ又カセをへる良行のりなり ちうさめのつゆりま
かひぬまきの葉又きりくちの初る秋のゆふくれあを
もーろきくこの葉のけーきりも

官許

明治七年四月 廿 日 初篇
同 年五月三十一日 二篇
明治八年三月十八 日 三篇
同 年三月十八 日 四篇



東叡山寒松院住職

多田 孝 泉

下谷南稻荷町

松澤 庄次郎

略解人
出版人

